

港湾運送事業法について

内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課

港湾運送事業法第1条(目的)

港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

港湾運送事業法第2条第4項(定義)

「港湾」とは、政令で指定する港湾(その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法に基づく港の区域をいう。)をいう。

政令で指定する港湾とは？

港湾運送事業法施行令第2条→運天、**那覇**、平良、石垣

・**港湾においてする他人の需要に応じて行う行為**であって、次に掲げるものをいう。

①一般港湾運送事業（法第2条第1項第1号）

荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する以下②、③、④の行為を一貫して行う行為

②港湾荷役事業（法第2条第1項第2号及び4号）

・法第2条第1項第2号 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第4号に掲げる行為を除く。）

・**法第2条第1項第4号**

③はしけ運送（法第2条第1項第3号） 港湾における船舶又ははしけによる運送行為

④いかだ運送（法第2条第1項第5号） 港湾において木材をいかだに組んで運送する行為、水面貯木場への搬入又は搬出、荷捌き、保管

⑤検数事業（法第2条第1項第6号） 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の個数の計算又は受渡の証明

⑥鑑定事業（法第2条第1項第7号） 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定

⑦検量事業（法第2条第1項第8号） 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明

営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう（第2条第2項）

・**港湾**において**他人の需要に応じて行う行為**であって、次に掲げる行為をいう。

②沿岸荷役（港湾運送事業法第2条第1項第4号）

港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数※未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。）

※国土交通省令で定める総トン数は、500トンとする。（施行規則第3条の2）

営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう（第2条第2項）

1. 倉庫とは(倉庫業法第2条第1項)

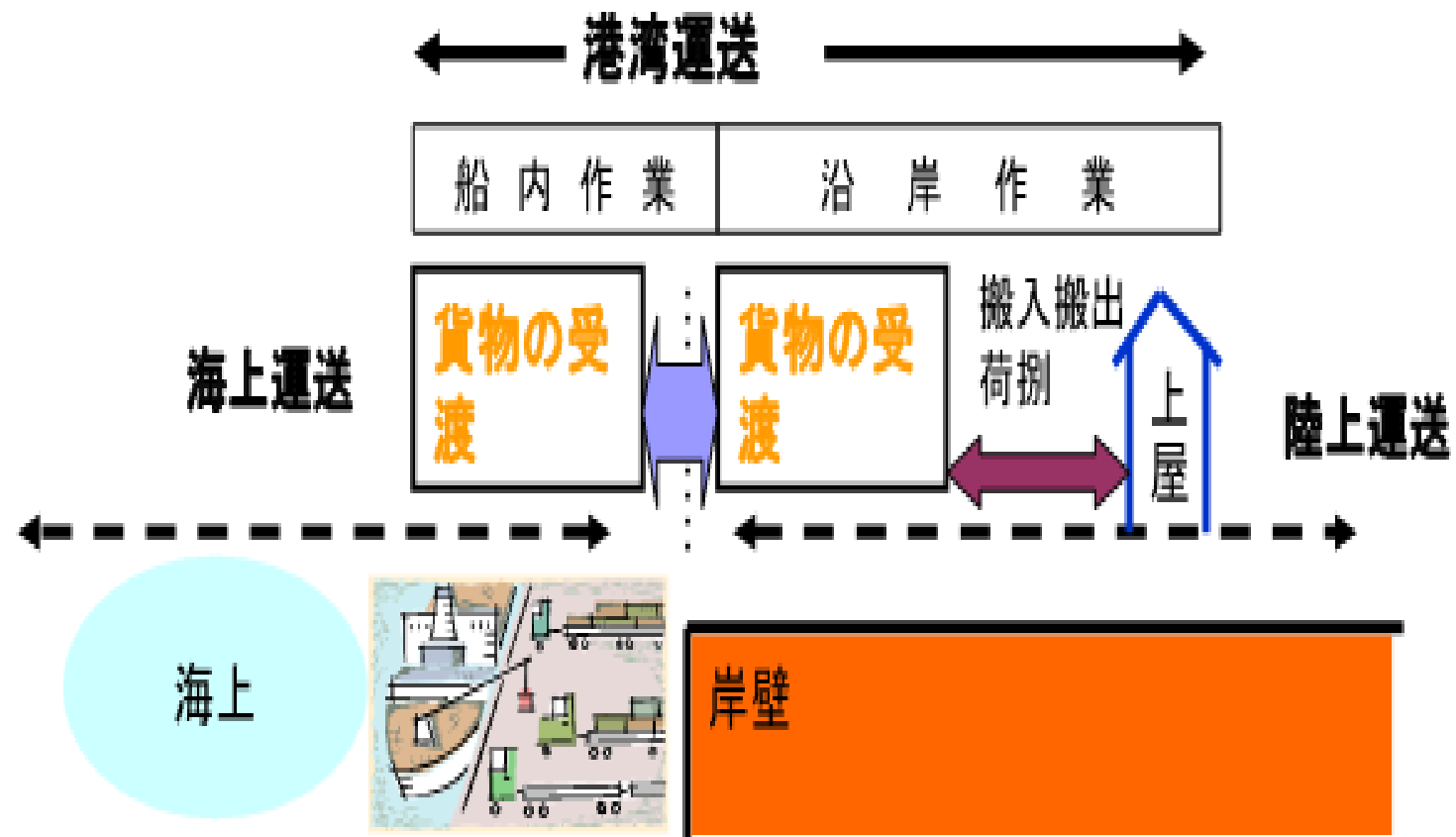
物品の保管の用に供されるものであり、それは、物品の滅失又は損傷を防止するための工作物のほか、物品の滅失又は損傷を防止するための工作を施した土地又は水面、すなわち野積場や水面木材倉庫も含むとされる。

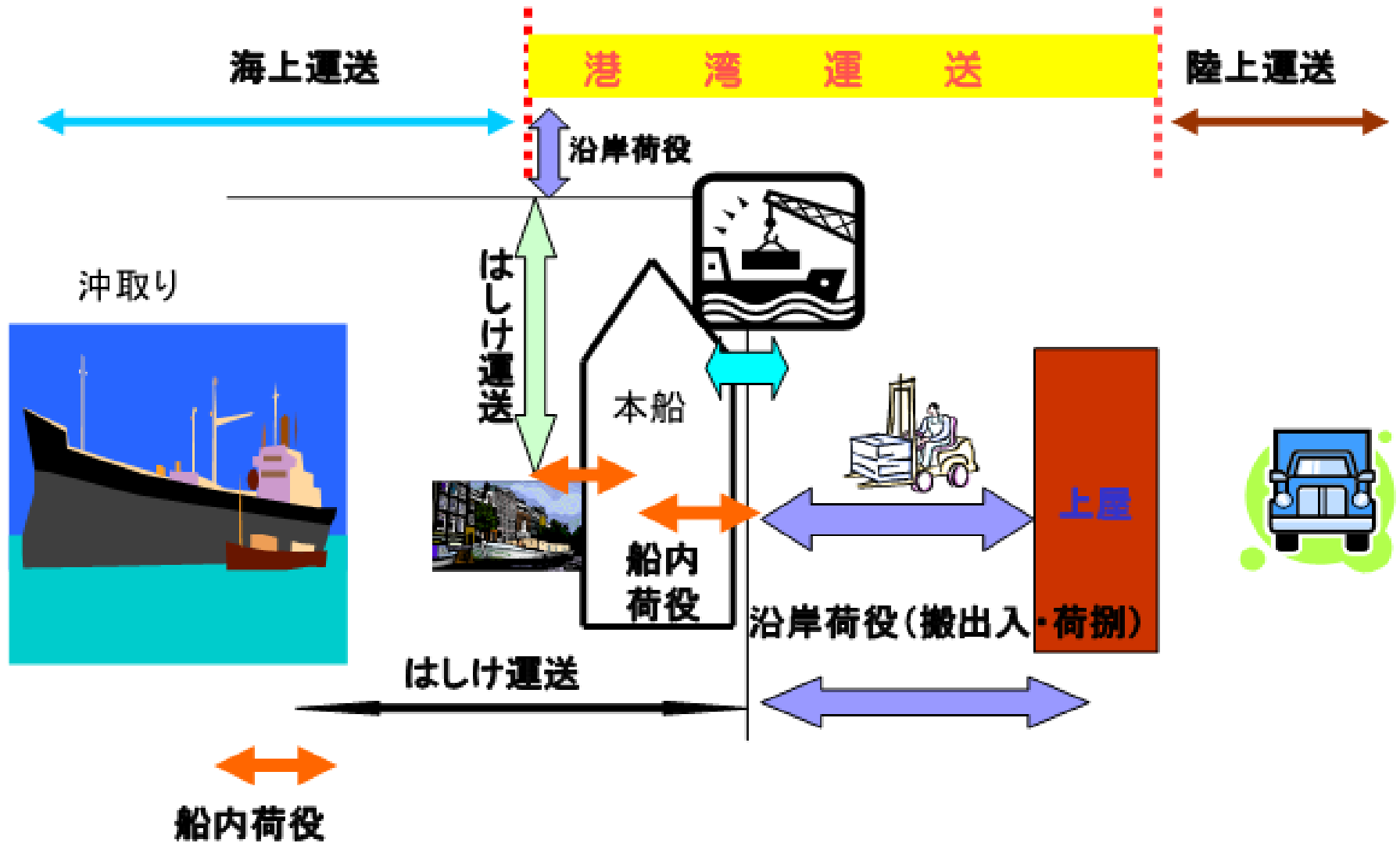
2. 倉庫業とは(倉庫業法第2条第2項)

寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業をいう。

3. 登録(倉庫業法第3条)

倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。





港湾運送関連事業とは？(第2条第3項)

港湾において他人の需要に応じて行う行為であって、次に掲げる行為をいう。

- ①船舶に積み込まれた貨物の位置の固定
- ②船舶に積み込まれた貨物の積載場所の区画
- ③船舶貨物の荷造り・荷直し
- ④船舶への貨物の積込みに先行する船倉の清掃、若しくは貨物の取卸しに後行する
船倉の清掃
- ⑤船積貨物の警備

営利を目的とするとしないとを問わず行う上記の事業をいう(第2条第3項)